

## 悪天候時における対応について

## (1) 警報発令時の原則的対応

時間	対応
① 6：00	藤沢市または鎌倉市に、 1. 「暴風警報」、「大雨警報」が同時に発令されている場合 2. 「大雪警報」または「暴風雪警報」が発令されている場合 3. 「特別警報」が発令されている場合 ○1、2、3のいずれかの場合は、生徒は自宅待機とする。
② 9：00	①と同じ状況の場合、生徒は引き続き自宅待機とする。 ただし、この時点でいずれかの警報が解除された場合、生徒は安全に十分気をつけて登校する。その際、課業内容は次のとおりとする。  ○11時以降の授業を実施 授業開始10分前にSHR
③ 11：00	①と同じ状況の場合、臨時休業とし、生徒は自宅学習とする。 ただし、この時点でいずれかの警報が解除された場合、生徒は安全に十分気をつけて登校する。その際、課業内容は次のとおりとする。  ○午後の授業を実施 授業開始10分前にSHR

※ 「津波警報」「大津波警報」が発令されている場合は、ただちに命を守る行動をとること。

※ なお、上記原則によらず、例外的な指示をする場合は、登録者対象の緊急連絡メール（マチコミ）により連絡する。

## (2) その他の指示、伝達等

- ① 上記原則による場合、緊急連絡メール（マチコミ）による連絡は行わない。また、本校のホームページや google classroom を通じて補助的連絡をすることがある。
- ② 悪天候、津波警報等の影響による遅刻や欠席については、十分配慮するので、登校の際には、安全に十分注意し、決して無理をしない。
- ③ 警報のいずれかが解除されても、JR線・小田急線・江ノ島電鉄線等交通機関に大きな影響があり、通学が困難な場合には、無理に登校せず、学校に連絡し指示を待つ。
- ④ 藤沢市・鎌倉市以外の居住地域に、警報が発令されている場合、その地域に住む生徒は、登校の際には、安全に十分注意し、決して無理をしない。
- ⑤ その他通常の場合でも、台風の接近など天候の急変が予想される場合には、生徒の安全確保のため、早期下校等の措置をとることがある。

(令和6年度改定)